

問1 (35点)

問1(1) -7点-

《課税資産の譲渡等の意義》

資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

《適格請求書の交付義務》

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（輸出免税等の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行った場合（みなし譲渡の規定により資産の譲渡とみなされる場合等その他一定の場合を除く。）において、その課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。）から一定の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下「適格請求書」という。）の交付を求められたときは、その課税資産の譲渡等に係る適格請求書を当該他の事業者に交付しなければならない。

問1(2)イ -8点-

《消費税の課税関係》

- ・ 取引の内外判定

意匠権を貸付けた場合の取引の内外判定は、意匠権の権利の登録をした機関の所在地（同一の権利について2以上の国において登録をしている場合には、譲渡又は貸付けを行う者の住所地）により行う。

- ・ 輸出免税等

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）のうち、無形固定資産等の貸付けで非居住者に対して行われるものについては、消費税を免除する。

本問において意匠権は、日本でのみ登録されているため、意匠権の貸付けは国内取引に該当する。

また、非居住者である外国法人B社に対する意匠権の貸付けは、輸出免税等の規定により消費税が免除される。

《適格請求書の交付の要否》

適格請求書発行事業者であるA社は、国内において課税資産の譲渡等を行ったが、問1(1)《適格請求書の交付義務》で示した、課税資産の譲渡等のかっこ書にあるように、輸出免税等の規定により消費税が免除されるものを除くため、適格請求書の交付は不要である。

問1(2)ロ -8点-

《消費税の課税関係》

- ・ 取引の内外判定

電気通信利用役務の提供は、その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、その場所がない場合は、国外で行われたものとする。

本問においてA社が行った、非居住者である外国法人C社が企画及び制作した広告の掲載は、電気通信利用役務の提供に該当し、その電気通信利用役務の提供を受ける外国法人C社の本店が国外にあるため、国外取引に該当する。

《適格請求書の交付の要否》

適格請求書発行事業者であるA社は、国内において課税資産の譲渡等を行っていないため、適格請求書の交付は不要である。

問1(3) -12点-

《媒介者交付特例の内容》

事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（適格請求書発行事業者に限る。以下「媒介者等」という。）を介して国内において課税資産の譲渡等（輸出免税等の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行う場合において、その媒介者等がその課税資産の譲渡等の時までにその事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、その媒介者等は、その課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し、「その事業者の氏名又は名称及び登録番号」に代えて「その媒介者等の氏名又は名称及び登録番号」を記載したその課税資産の譲渡等に係る適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録をその事業者に代わって交付し、又は提供することができる。

この場合において、その媒介者等は、一定の方法により、その適格請求書等の写し又はその電磁的記録を保存しなければならない。

媒介者等がその事業者に代わって適格請求書を交付し、又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合には、その媒介者等は、速やかにその適格請求書の写し又はその電磁的記録をその事業者に対し交付し、又は提供しなければならない。

登録を受けている旨の通知を行った事業者が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、その事業者は、その通知を受けた媒介者等に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

《媒介者交付特例を適用する場合の委託者A社が行うべき事項》

- ・ 適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに媒介者等（受託者D社）に通知すること
- ・ 登録を受けている旨の通知を行った事業者（委託者A社）が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、その事業者（委託者A社）は、その通知を受けた媒介者等（受託者D社）に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

《媒介者交付特例を適用する場合の受託者D社が行うべき事項》

- ・ 適格請求書発行事業者の登録を受けること
- ・ 一定の方法により、その適格請求書の写し又はその電磁的記録を保存しなければならない
- ・ 速やかにその適格請求書の写し又はその電磁的記録をその事業者（委託者A社）に対し交付し、又は提供しなければならない

問2 (15点)

問2(1) -5点-

(選択欄) 正 ・ 誤

(理由)

基準期間における課税売上高は、小規模事業者に該当するかどうかの基準を本来の課税売上高によることとしたものであり、消費税法第31条第1項の規定により課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなされるものの対価の額は、含まれないこととされているため。

- ・ 基準期間における課税売上高（個人事業者及び基準期間が1年である法人）

基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）の合計額から、売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額

問2(2) -5点-

(選択欄) 正 ・ 誤

(理由)

消費税法第32条の規定は、その課税期間の仕入れに係る消費税額を調整するものであるから、この規定の適用があるのは、仕入税額控除の適用を受ける事業者すなわち課税事業者に限られる。したがって、仕入税額控除の適用を受けない免税事業者であった課税期間中に国内において行った課税仕入れについて、その後課税事業者となった課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた場合であっても、この規定の適用はない。

ただし、納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整の規定の適用を受けた棚卸資産の課税仕入れについてはこの限りではないため。

問2(3) -5点-

(選択欄) 正 ・ 誤

(理由)

消費税法第43条第1項に規定する中間申告書には、課税標準額に対する消費税額から控除されるべき消費税額を控除した残額を記載することとされており、仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けられるのは確定申告書又は還付申告書を提出した場合だけであって、仮決算に基づく中間申告による還付の規定は設けられていない。

したがって、仮に、仮決算に控除不足額が生じたとしても還付を受けることはできないため。

問 1-30 点-

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
$92,460,440 + 110,510,180 + (2,660,080 - 47,440) \times 2 + 56,870 = 205,640,130$		
$205,640,130 \times \frac{100}{110} = 186,945,572 \rightarrow 186,945,000$ (千円未満切捨)		
金額	186,945,000 円	
	2	

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$186,945,000 \times 7.8\% = 14,581,710$		
金額	14,581,710 円	

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%	$186,945,572 - (1,406,460 + 233,480) \times \frac{100}{110} = 185,454,718$	
(2) 非課税資産の輸出等	3,471	2
(3) 非課税	$20,189,400 + 47,440 \times 2 + 657 + 237,600 = 20,475,097$	
(4) 課税売上割合		
	$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{185,458,189}{205,933,286}$	
	課税売上割合	185,458,189 円
		205,933,286 円

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程 (単位：円)	
$\frac{185,458,189}{205,933,286} = 0.9005\cdots < 95\%$ $185,458,189 \leq 500,000,000 \quad \therefore \text{按分計算必要}$	
判定結果	<input type="checkbox"/> 全額控除 <input checked="" type="checkbox"/> 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用の有無の判定】

計 算 過 程 (単位：円)	
<ul style="list-style-type: none">・ 基準期間における課税売上高 $0 \leq 10,000,000$・ 消費税課税事業者選択届出書は提出していない。・ 特定期間における特例 資料(1)により、該当する状況とは考えられない。・ 新設法人の特例 $8,000,000 < 10,000,000$・ 特定新規設立法人の特例 $\frac{6,000,000}{8,000,000} > 50\%$ $\frac{584,638,000 + 147,241,500}{12 + 5} \times 12 = 516,620,820 > 500,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$ したがって、甲社の当課税期間は、適格請求書発行事業者の登録をしなかったとしても課税事業者となるのであるから、2割特例を適用することはできない。 2	
判定結果	適用の有無の判定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 いずれかに✓を付すこと

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)
原則課税による方法	
課税仕入れ等の対価の額の区分及び税額	
(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの	
① 標準税率分及び少額特例分	
	$(70,856,500 - 6,737,830) + 73,437,760 + 381,480 + 595,760$ [2]
	$+ (842,600 - 205,700) + 1,186,900 + 746,020 = 141,103,490$
	$141,103,490 \times \frac{7.8}{110} = 10,005,520$
② 標準税率分(適格請求書発行事業者以外の方)	
	$(6,737,830 + 205,700) \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 393,887$ [2]
③ 軽減税率分	
	$85,000 \times \frac{6.24}{108} = 4,911$
④ 合計	①+②+③=10,404,318
⑤ ①に係る対価の返還等に係る消費税額	
	$(508,200 - 80,850) \times \frac{7.8}{110} = 30,303$
⑥ ②に係る対価の返還等に係る消費税額	
	$80,850 \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 4,586$ [2]
⑦ 合計	⑤+⑥=34,889
(2) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの	
	$(685,300 + 39,600) \times \frac{7.8}{110} = 51,402$ [2]
(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	
① 標準税率分及び少額特例分	
	$1,327,480 + (108,350$ [2] $+ 15,400) + 643,060 + (2,475,640 - 85,000 - 39,600) + (841,060 - 217,800)$
	$+ 121,440 + 4,804,800 + 990,000 + 396,000 + (6,540,930 - 1,208,950) = 16,712,810$
	$16,712,810 \times \frac{7.8}{110} = 1,185,090$
② 標準税率分(適格請求書発行事業者以外の方)	
	$(217,800 + 1,208,950) \times \frac{7.8}{110} \times 80\% = 80,935$ [2]
③ 軽減税率分	
	$(714,960 + 47,520) \times \frac{6.24}{108} = 44,054$ [2]
④ 合計	①+②+③=1,310,079

次ページへ続く

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程		(単位：円)
(4) 課税仕入れ等の税額の合計額の計算		
① 消費税額の合計額	$10,404,318 + 51,402 + 1,310,079 = 11,765,799$	
② 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額	34,889	
(5) 個別対応方式による計算		
	$(10,404,318 - 34,889) + 1,310,079 \times \frac{185,458,189}{205,933,286} = 11,549,252$	
(6) 一括比例配分方式による計算		
	$11,765,799 \times \frac{185,458,189}{205,933,286} - 34,889 \times \frac{185,458,189}{205,933,286} = 10,564,554$	
(7) 比較	(5) > (6) ∴ 11,549,252	
	金額	11,549,252 円

(消費税法)

【売上に係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$(1,406,460+233,480) \times \frac{7.8}{110} = 116,286$		
金額		116,286 円
		2

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
貸付金の貸倒れのため、適用なし		
金額		円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額の計算】

計 算 過 程		(単位：円)
差引税額		
$14,581,710 - (11,549,252 + 116,286)$		
$= 2,916,172 \rightarrow 2,916,100$ (百円未満切捨)		
金額		2,916,100 円

Ⅳ 中間納付税額の計算

計 算 過 程		(単位：円)
【一月中間申告の要否の判定】		
$\frac{472,000}{10} \times 1 = 47,200 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{不要}$		
【三月中間申告の要否の判定】		
$\frac{472,000}{10} \times 3 = 141,600 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{不要}$		

(消費税法)

IV 中間納付税額の計算 (続き)

計 算 過 程		(単位：円)
【六月中間申告の要否の判定】		
$\frac{472,000}{10} \times 6 = 283,200 > 240,000 \quad \therefore \text{必要}$		
【中間納付税額】		
283,200		
金額	283,200	円
		2

V 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
納付税額	$2,916,100 - 283,200 = 2,632,900$	
金額	2,632,900	円
		2

問2-20点-

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率分		
	$(211,098+20,365) \times \frac{100}{110} = 210,420 \rightarrow 210,000$ (千円未満切捨)	
(2) 軽減税率分		
	$(24,823,739+1,767,538+27,000 \times \boxed{2}) \times \frac{100}{108} = 24,646,552 \rightarrow 24,646,000$ (千円未満切捨)	
	※ $24,678 < 54,000 \times 50\% = 27,000$	
(3) 課税標準額		24,856,000 円
(1)+(2)=24,856,000	金額	$\boxed{2}$

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率分	$210,000 \times 7.8\% = 16,380$	
(2) 軽減税率分	$24,646,000 \times 6.24\% = 1,537,910$	
(3) 課税標準額に対する消費税額		1,554,290 円
(1)+(2)=1,554,290	金額	

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率分	210,420	
(2) 軽減税率分	$24,646,552 - 23,760 \times \frac{100}{108} = 24,624,552$	
(3) 非課税分	$960,000 + 75,000 + 24,373 + 166 = 1,059,539$ $\boxed{2}$	
(4) 課税売上割合		
	$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{24,834,972}{25,894,511} = 0.9590\dots$	
	課税売上割合	24,834,972 円
		25,894,511 円

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計 算 過 程		(単位：円)
$\frac{24,834,972}{25,894,511} = 0.9590 \dots \geq 95\%$		
$24,834,972 \leq 500,000,000 \quad \therefore \text{全額控除}$		
判定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 全額控除 <input type="checkbox"/> 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと	

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用の有無の判定】

計 算 過 程		(単位：円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準期間における課税売上高 $2,552,186 + 18,360 = 2,570,546 \leq 10,000,000$ ・ 消費税課税事業者選択届出書は提出していない。 ・ 特定期間における特例 $9,574,704 + 82,630 = 9,657,334 \leq 10,000,000$ ・ 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者として登録されている。 <p>したがって、Xの当課税期間は、適格請求書発行事業者の登録をしなかったとしたら免税事業者となるのであるから、2割特例を適用することができる。</p> <p>\therefore 2割特例の適用あり</p>		
判定結果	適用の有無の判定 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 いずれかに✓を付すこと	

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)
原則課税による方法	
(1) 標準税率分及び少額特例分	
$114,781 + 67,606 + 267,263 + 3,800 + 132,000 + 16,500 + 2,138,878 + 42,000 + 1,584,000 + 554,400$ $+ 27,720 + 283,000 + (24,000 + 11,000) + \{815,241 + 344,132 + 77,000$ $+ (67,142 - 30,500)\} + 2,605,000$ $+ 79,680 + 41,250$ $+ 91,763 + (69,570 - 3,800) \quad \boxed{2} + 122,081 + 26,400 + (119,173 - 16,500) + (2,381,310 - 2,138,878)$ $+ (96,868 - 61,148) + (451,344 - 23,760 - 27,720 - 316,654) + 362,001 + 28,000 = 10,425,943$ $10,425,943 \times \frac{7.8}{110} = 739,294$	
次ページへ続く	

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程

(単位：円)

(2) 軽減税率分(適格請求書発行事業者分)

$$254,114 + (8,548,371 - 548,154) + 28,454 + 30,500 = 8,313,285$$

$$8,313,285 \times \frac{6.24}{108} = 480,323$$

(3) 軽減税率分(適格請求書発行事業者以外の分)

$$548,154 \times \frac{6.24}{108} \times 80\% = 25,336 \quad \boxed{2}$$

(4) 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$34,152 \times \frac{7.8}{110} = 2,421$$

(5) 合計

$$(1) + (2) + (3) - (4) = 1,242,532$$

2割特例による方法

$$\text{特別控除税額} \quad (1,554,290 - 23,760 \times \frac{6.24}{108}) \times 80\% = 1,242,334 \quad \boxed{2}$$

判 定

$$1,242,334 < 1,242,532$$

次ページへ続く

(消費税法)

【仕入れに係る消費税額】(続き)

計 算 過 程		(単位：円)
	金額	1,242,532 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$23,760 \times \frac{6.24}{108} = 1,372$	金額	1,372 円 2

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額の計算】

計 算 過 程		(単位：円)
差引税額		
1,554,290	$-(1,242,532+1,372) = 310,386 \rightarrow 310,300$ (百円未満切捨)	310,300 円
	金額	

Ⅳ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
納付税額	310,300	310,300 円
	金額	2

消費税法【総評】

〔第一問〕

問 1

問 1 に対しての配点は 35 点とされた。

適格請求書等保存方式については、今年度の本試験における出題を予想してはいたが、「媒介者交付特例」等、実務的な項目についての出題であったため、解答しにくかったと思う。

また、意義を述べた上で、のように解答の方法について指定をする傾向は、昨年度の本試験と同様である。

模範解答の内容は、LEC において、テキストに掲載したものであるが、暗記にまでは届かなかったのではないかと考える。

消費税法の規定そのものを解答することはできないとしても、受験生自身の考え方を解答することにより、白紙を避けて得点を稼ぎたいところである。

ボーダーラインは 20 点/35 点、合格確実ラインは 25/35 点であると考ええる。

問 2

問 2 に対しての配点は 15 点とされた。

すべて、明確な取扱いは基本通達に示されている。

計算パターンを思い出す等をして、受験生自身の考え方を解答することにより、白紙を避けて得点を稼ぎたいところである。

ボーダーラインは 9 点/15 点、合格確実ラインは 12 点/15 点であると考ええる。

以上、理論のボーダーラインは 29 点/50 点、合格確実ラインは 37 点/50 点であると考ええる。

〔第二問〕

問 1 及び問 2 ともに、標準税率・軽減税率・適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置が混在し、また、2 割特例の適用の有無を判定させるという手間のかかる問題であった。

問 1

問 1 に対しての配点は 30 点とされた。

2 割特例の有無の判定については、特に特定新規設立法人の特例について深追いをすると時間を浪費するだけになる。「特定新規設立法人の特例により納税義務あり」と表記するだけで判定を濁すことも考えられる。

ボーダーラインは 18 点/30 点、合格確実ラインは 21 点/30 点

問 2

問 2 に対しての配点は 20 点とされたが、問 1 よりも解答に時間がかかる内容であった。

最終的に仕入税額控除の計算は全額控除になったのであるが、個別対応方式を見越して区分をした解答を書き始めていることが考えられる。表記の仕方については、全額控除になっていなくても問題は無いと考える。

ボーダーラインは 12 点/20 点、合格確実ラインは 14 点/20 点

以上、計算のボーダーラインは 30 点/50 点、合格確実ラインは 35 点/50 点であると考ええる。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	29 点/50 点	37 点/50 点	ボーダーライン： 59 点
計算	30 点/50 点	35 点/50 点	合格確実ライン： 72 点